

第26期火災予防審議会人命安全対策部会 部会(第6回) 開催結果

1 日 時

令和6年11月29日(金) 14時02分から16時02分まで

2 場 所

スクワール麹町4階C会議室

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

池畠 由華、大宮 喜文、佐古 慎一、佐野 友紀、白取 貴幸、高橋 明子、中原 修、中山 信行、野口 貴文、藤野 珠枝、水野 雅之、諸田 知直、横山 和司、吉岡 英樹 (計14名)

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、予防部担当課長、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、消防設備係長、指導係長、係員3名 (計10名)

4 議 事

(1) 防災センター 遠隔監視の基準案等

(2) 関係者不在施設 ガイドライン案

5 資料一覧

資料1 これからの時代にふさわしい防災センターのあり方

資料2 関係者不在施設等における防火管理について

参考資料1 小部会(第5回)議事概要

参考資料2 関係者不在施設に係る防火安全対策ガイドライン(案)

参考資料3 第26期火災予防審議会関係者不在施設の現地視察結果について

6 議事速記録

【事務局】

ただいまから、火災予防審議会人命安全対策部会第6回部会を始めさせていただきます。

本日は部会委員11名の方にご出席をいただいております。内訳につきましては、対面で7名の委員、オンラインで5名の委員にご参加いただいております。

ここで、委員の交代がございましたので、ご紹介のほうをさせていただきます。東京都議会警察消防委員会委員長の中山委員です。

【中山委員】

よろしくお願いたします。

【事務局】

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、配布資料を確認させていただきます。配布資料は会議次第の下に置いております資料1と2、参考資料1から3となります。資料に不備がある場合は、大変恐れ入りますが、事務局までお知らせいただければと思います。

次に、本日の部会の流れをお話しさせていただきます。はじめに議事1といたしまして、防災センターの遠隔監視の基準案等についてご説明をいたします。次に議事2といたしまして、関係者不在施設におけるガイドライン案についてご説明をいたします。また、前回の部会でいただいておりますご意見等は、本日の説明に反映をさせていただいているほか、参考資料に議事録としてまとめさせていただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

皆さん、こんにちは。それでは、本日も議事次第に則つとりまして進めさせていただきます。

まず議事の1番目ですが、防災センター遠隔監視の基準案等につきまして、事務局からまずご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方について、資料の説明をさせていただきます。まず、これまでの審議の内容についてでございます。こちらは前回の部会で修正の指示をいただいた資料になります。表中の赤字の部分を修正いたしました。

こちらは前回の部会で整理をさせていただいた検討課題になります。本日はこちらの2番と3番の課題についてのご説明をさせていただきます。

まずは遠隔監視の規準案の検討についてでございます。はじめに、福岡市において防災センターの遠隔監視が既に実施されていることが分かりましたので、調査した結果についてご報告をさせていただきます。

福岡市では防災センターの設置を義務付ける条例はなく、行政指導の結果、設置をされている状況でございます。福岡市の指導基準に定められている主な条件としては、階別の火災信号を求めているほか、通報から10分以内に遠隔監視場所の要員が到着できることとされています。この10分という時間は、福岡市消防局の平均到着時間、これに放水等の活動準備をする時間を加えたものと聞いております。

また、一番下でございますが、遠隔監視場所と監視対象物の間を携帯電話の回線をつないでおりますので、過去に通信障害が発生した事例があったということでした。その際は警備員を監視対象物に派遣して対応したと聞いております。

次のスライドは、福岡市の事例を図で示したものでございます。監視対象物で火災が発生しますと、遠隔監視場所である警備会社の指令センターに信号が入ってまいります。信号を受けると、待機場所に待機している警備員に自動で対応指示が送られますので、10分以内に警備員が駆け付けるといような体制になっております。

次のスライドは前回の部会で使用したもので、防災センターの遠隔監視を検討する前提をまとめたものになります。中ほどの現場駆付員というところに「限界活動時間(9分)以内に活動を終了する」と記載しておりますが、遠隔監視の場合でも限界活動時間内に初期消火等の初動対応を完了することを求める、このような形で考えております。

次のスライドも前回の部会で使用したスライドになります。防災センターの遠隔管理につきましては、この

シーケンス図の赤の矢印で示している部分、防災センター側で情報収集等を行っている行動を遠隔監視場所でも実施できるかどうか、これを検討させていただきました。

次のスライドも前回の部会の振返りになります。今回は遠隔監視場所で消防用設備等の監視のみを行うパターン、上半分のパターンの、パターン①からパターン③に絞って検討させていただきました。

次のスライドは、防災センターの遠隔監視を検討するにあたり、用語の定義を行ったものでございます。赤色が監視対象物以外にいる者であり、遠隔監視場所で消防用設備等を監視する人を遠隔監視員、火災時に監視対象物以外から駆け付けて対応する人を応援要員といたしました。青色につきましては、監視対象物に常駐している者であり、火災時に防災センターで情報収集や消防用設備等の操作を行う人を指揮要員、火点階の確認や初期消火、防火区画の形成確認等を行う人を初期消火要員とさせていただきます。

次のスライドは、パターン1からパターン3において求める条件を比較したのになります。この次のスライドから、それぞれのパターンごとに検討した結果をご説明いたしますので、そちらの表も合わせてご確認いただければと思います。まずはパターン1の火災時は監視対象物に常駐している指揮要員と初期消火要員が対応する場合について説明をいたします。

こちらのスライドが、防災センター要員の対応シーケンスを示したのになります。シーケンス図の上部に紺色の箱で遠隔監視場所、右側のほうに監視対象物と記載しております。これはそれぞれの対応を実施する場所を示させていただきました。まず、監視対象物で自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいります。信号を受けた遠隔監視員は、監視対象物の指揮要員と初期消火要員に、総合操作盤を確認して対応行動をとるよう指示いたします。これ以降の対応につきましては、現在行われています従来の活動と同じ内容になってまいります。このパターンでは、遠隔監視員から監視対象物の指揮要員と初期消火要員に指示を出すツールが必要となってまいります。公開時間中の取扱いにつきましては、災害時、現行基準と同様の人数が監視対象物に常駐することになりますので、こちらについては遠隔監視を公開時間中も認めるべきと整理をさせていただいております。

次のスライドが、パターン2の説明になります。パターン2は、監視対象物に常駐する初期消火要員、これが初動対応を行うほか、応援要員が駆け付けてきて監視対象物の防災センターに入り、指揮要員の行動を行うようなものになります。

次のスライドが、パターン2の際の対応行動の説明となっております。まず、監視対象物の自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいります。信号を受けた遠隔監視員は、監視対象物の初期消火要員に、総合操作盤を確認し対応行動を開始するように指示をいたします。また同時に応援要員に監視対象物へ向かうよう指示をいたします。こちらのシーケンス図の中で青色で表示している部分につきましては、防災センターが一時的に無人となる時間でございます。この間の指揮要員の行動を遠隔監視場所でも実施する必要が出てきますので、その部分を重点的に検討いたしました。また、監視対象物の近くにたまたま消防隊がいた場合など、応援要員が到着する前に公設消防隊が到着する可能性がございますので、このような場合に備えた対策、これについても検討いたしました。

次のスライドは、先ほどのシーケンス図で説明した内容を文字で説明したのになります。監視が必要な項目というところをご覧いただきたいんですが、遠隔監視場所に火災対象信号が入ってきますと、監視対象物に常駐している初期消火要員が総合操作盤を確認して活動を開始する、そういったフローになっております。

次のスライドは、パターン2について実際に検証を行っておりますので、その内容のご説明になります。検証では想定火点ビル、遠隔監視場所、応援要員の待機ビルとしております。自動火災報知設備が鳴動します

と、想定火点ビルの初期消火要員が現場確認等の対応行動を開始いたします。同時に、遠隔監視場所にも信号が入り、遠隔監視員が待機ビルの応援要員に指示をいたします。指示を受けた応援要員は、想定火点ビルのほうへ移動していき、防災センターに入って指揮要員の行動をしていく、そのような流れになります。

次のスライドが、検証の際の想定等の説明を入れたものになります。想定時間帯は防災要員が最も少ない時間帯であります夜間とさせていただきます。初期消火要員の対応行動につきましては、セキュリティシステムを活用することで、防火区画の形成確認と避難状況の確認に要する時間の短縮を図っております。遠隔監視員と初期消火要員、応援要員の間では、相互通話が可能なウェアラブルカメラ、これを使用して情報の共有をしております。

このパターン2について検証の動画を準備しておりますので、こちらをご覧ください。画面を3分割しております。左上が遠隔監視場所であります中央管理センター。右上、黒い四角で隠れてしまっていますが、こちらが想定火点の映像になります。下の絵が応援要員の駆付けの様子を表したものになります。それでは、再生をさせていただきます。

<検証動画再生>

【事務局】

以上でございます。消防隊の引継ぎまで含めて7分になっております。活動としましては9分以内に行うこととなっておりますので、時間的にもかなり余裕があるような状況でございます。では、スライドの共有に戻らせていただきます。

次のスライドは、公設消防隊の活動について整理したものでございます。動画でご覧いただきましたように、消防隊が到着した際には、応援要員によって監視対象物の防災センターの体制が整っていることを想定しておりますが、たまたま通報時に消防隊が近くにいた場合など、応援要員よりも早く公設消防隊が到着した場合に必要な対策について検討いたしました。

119番通報を受けて火災建物に出場した消防隊は、まず水利に部署することになります。その際、建物によってはブースターポンプ、これが設置されている場合がありますので、このブースターポンプの起動を建物側でしていただく必要がございます。また、次に情報収集になるんですが、最先着したポンプ隊長は人命危険、延焼拡大危険、作業危険、こちらを優先して情報収集するような形になります。防災センターの応援要員が到着していなければ、このような情報を遠隔監視場所のほうから提供していただく必要が出てまいります。非常用エレベーターについては、パターン2では問題が出てきませんので割愛をさせていただきます。その次は連結送水管。高層建物につきましては、連結送水管を使用して消防隊が放水活動することになりますが、この際のブースターポンプの起動、これも必要になってまいります。

次のスライドでございます。こちらはブースターポンプの起動についてまとめたものになります。写真で表示しておりますように、採水口や送水口の直近に起動装置を設置していただければ、消防隊による機動が可能となります。また、このような方法が難しい場合は、遠隔監視場所とつながるインターホン等を設けていただき、遠隔監視場所から起動するような措置が必要になってくると考えております。

次のスライドは、遠隔監視場所から消防隊へ情報提供する方法を示したものになります。写真は例示でございますが、このような大型モニター等を活用し、平面図等を共有しながら情報共有できるものが好ましいと考えております。また、画面等を切り替えれば建物の概要や自衛消防隊の活動状況等が共有できるもの、このようなものがよいのではないかと考えております。

次のスライドは、公開期間中及び営業時間中の取扱いについてのものでございます。まず現行の基準についてでございますが、大学や工場等といった同一の敷地内の場合は、公開時間外または営業時間外の利用者がいない時間に限って、1つの監視場所で消防用設備を集中して監視することを認めております。この基準を策定した際の記録を確認したところ、監視対象物に多数の利用者がいる公開時間中については、火災発生時に防災センターを中心とした自衛消防活動体制を早期に確立する必要があることから、防災要員の常駐を義務付けるという考えでございました。遠隔監視につきましても同様の考えを採用し、公開時間中または営業時間中については、原則として遠隔監視は認めない整理をしたいと考えております。ただし、遠隔監視場所と監視対象物の防災センター、それから地区隊でありますテナントの自衛消防隊の間で、情報を共有できる体制を構築していただいて、遠隔監視場所を中心とした自衛消防体制、これが構築できる場合は例外として認めたいと考えております。

次のスライドが、情報を共有できる体制の例を示したものになります。情報共有をする方法は限定いたしません。遠隔監視員、応援要員、それから地区隊であるテナント自衛消防隊、この者たちの間で火災に関する情報を同時に共有できる体制が必要かと考えております。また、共有すべき火災に係る情報につきましては、表示しています5項目、この項目にまとめさせていただいております。

次のスライドは、パターン3の説明になります。パターン3では、火災時、監視対象物以外の遠隔監視場所や付近の待機場所から、応援要員が駆付けてきて対応を行うというものでございます。こちらのパターン3の対応行動の説明となっております。監視対象物で自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいりますので、信号を受けた遠隔監視員が応援要員に、監視対象物への駆付けを指示いたします。また、パターン3で今までのパターンと変えたものは、119番通報のタイミングになります。どうしても応援要員が現場確認をしてからの通報となりますと、通報が遅れることが考えられますので、自動火災報知設備の信号を受けた時点で第1報の119番通報と入れております。この火災現場の確認前に通報を行う場合は、火災予防条例で定めております代理通報事業者である必要がありますので、このパターン3では、遠隔監視を行う場合、代理通報事業者としての登録を、別に受けるような必要が出てまいります。このシーケンス図の中で、青色で表示している部分、ここが防災センターが無人の時間となりますので、パターン2と同様に、この間の指揮要員の対応行動を遠隔監視場所で行えるかどうか検討したほか、公設消防隊が先着した場合の対策、こちらもパターン2と同様に必要になってまいります。

こちらのスライドは先ほどのシーケンス図で説明した内容を文字で記載をしたものになっております。監視が必要な項目として、複数の設備の起動や複数の感知器の作動で第2報の119番通報を行うというようなフローにしておりますので、遠隔監視場所では監視対象物の防災センターに設置されております総合操作盤と同じ表示と警報、これが必要となると考えております。また、3のその他のところの(3)のところに、「通信障害が発生した際の対応を事前に計画」と記載をさせていただいているんですが、これは福岡市で通信障害が発生した場合の事例で、人で対応したということがございましたので、そのような計画を求めるといことで入れております。

次のスライドは、パターン3での遠隔監視が想定されるもので、中心となる建物の防災センターで隣接する敷地の建物も集中監視をしようというようなものでございます。このように隣接した敷地のような条件が整ったところであれば、監視対象物以外から応援要員が駆付けてきて対応することもできるのではないかと、そのようなことを考えております。

次のスライドは、先ほどの地図と同じものになるんですが、パターン3について実際に検証を行っております。検証では想定火点に近接するビルの防災センターで遠隔監視を行っているものいたしました。

想定火点ビルの15階で自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいります。信号を受けました遠隔監視場所から応援要員が想定火点ビルに向かい、到着後は指揮要員と初期消火要員に分かれて活動をするというものでございます。検証の際の想定時間は先ほどと同様、夜間とさせていただきます、防火設備からの閉鎖信号や空間環境センサー等を活用して初期消火要員の対応行動の時間短縮を図ることを前提としております。遠隔監視員と応援要員の間では、相互通話が可能なスマートフォンを使用しまして、音声と動画を共有するものいたします。それでは、こちら検証動画を準備しておりますので、動画のほうをご覧ください。

<検証動画再生>

【事務局】

以上がパターン3の検証動画でございます。パターン3の検証でも7分30秒程度で終わっておりますので、9分以内の活動終了ということは可能であるということが分かりました。

では、次のスライドでございます。こちらは、ただいま見ていただきましたそれぞれの検証動画の時間を比較したものでございます。場所や活動内容が同条件ではございませんので、単純な比較はできないんですが、初期消火要員の配置によって防災センターの無人時間帯や初期消火開始時間帯に差があることが分かります。

それでは、次のスライドでございます。こちらはパターン2で使用したスライドと同じものになるんですが、パターン2と異なる点は、赤色の枠で表示した部分でございます。公設消防隊が例外的に応援要員よりも早く到着してしまった場合、非常用エレベーターの運転キーを消防隊に受け渡す措置が必要となってまいります。具体的には、キーボックスを設置したり、防災センターの分かりやすい箇所に明示しておくといった方法が考えられるものでございます。

遠隔監視の最後のスライドでございます。警備業法との関係について警視庁に確認を行いましたので、その結果をご報告させていただきます。一般的に、消防法令に規定されている内容については、警備業法の規制外となっております。しかし、人の生命や財産を守るために行う応急的な業務につきましては、一部警備業法の規制範囲に含まれるとの見解をいただいております。

初期消火要員が実施する避難状況の確認、この部分については、警備業法の規制範囲と考えられるとの回答をいただいております。したがって、一番下の防災センターの遠隔監視を実施できる者というところですが、この法令等の規制を考慮しますと、遠隔監視を実施できる者は監視対象物の所有者、それから他人の需要に応じて業務として行う場合は警備業者という形の結論になります。なので、無制限に誰でもできるというものではなくて、遠隔監視を実施できる者については、ある程度の規制がかかっている、そういったような状況でございます。

続きまして、情報共有ツール等についてご説明をさせていただきます。今表示しておりますスライドは、第4回の部会において課題を整理したスライドでございます。課題3の情報共有ツール等による自衛消防体制の強化というところにつきましては、事務局で検討を進めていたんですが、整理することが難しいということが分かりましたので、今期の答申には含まず、一部を来期での継続審議という形で整理をさせていただきたいと考えております。

この理由につきまして、次のスライドからご説明をいたします。こちらは第4回の部会で使用したものでございます。事務局では当初、25期でいただきました答申を前提に情報共有ツールを検討していく予定でござ

ございました。しかし、25期の答申でいただいたガイドライン案を前提に検討を進めると、特許権等に関わる部分が出てきて、さまざまな問題が発生するということが分かりました。

ただいま表示しておりますスライドは、公正取引委員会から示されている資料をもとに、知的財産権と独占禁止法について整理をしたものでございます。特定の企業が有する特許を使用しないと実現できない内容を基準化するためには、その特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件で使用させる意思を確認する必要が出てまいります。その際、特許権を使用させないという回答であれば、当然基準化することはできないということであり、特許の使用を許諾していただいた場合でも、その許諾された範囲が基準がその内容を照らして過不足等がないか、独立した第三者による評価を受ける必要があるとなっております。したがって、残りの審議時間等を考慮しますと今期で取り扱うことが難しいと考えております。

次のスライドでございます。こちら第4回の部会で使用した資料に追記をしたものでございます。上半分の情報共有ツールを使用した防災センターとテナント自衛消防隊の連携強化方策につきましては、具現化することは少し難しいのですが、自衛消防体制の強化のためには導入が望まれるという結論にしたいと考えております。下半分のテナント自衛消防隊への情報提供方策等については、委員の先生方から多くご意見をいただいた部分でございますので、事務局でも時間をかけた審議が必要と考えております。ですので、来期以降での継続審議という形で整理をさせていただきたいと考えております。

最後にその他としまして、防災センター要員の資格と、それから防災センターに備える図書について整理しておりますのでご説明をいたします。まずは防災センター要員に求めている資格についてでございます。東京都では、防災センター要員に自衛消防技術試験と防災センター要員講習の2つの資格を求めています。これが、ヒアリング調査では人的負担が大きいということでございました。それぞれの仕方の位置づけにつきましては、自衛消防技術試験が初期消火等の自衛消防活動に主眼を置いており、防災センター要員講習は防災センターで指揮をとる側の対応行動に主眼を置いているというものでございます。

次のスライドは、第12期の答申をまとめたものでございます。12期の火災予防審議会では防災センター要員の自衛消防活動をシミュレーションによって検証をしております。その中で、防災センター要員の習熟度についても検証されておりますので、その内容についてまとめさせていただきました。

次のスライドが、シミュレーションの結果をまとめたものでございます。このグラフのところをご覧くださいんですが、機械化や遠隔監視によって防災センター要員の人数が少なくなることを考えますと、赤色で示しております現場1人という部分に着目をいたしました。

赤の実線で示したものが勤務員が習熟している場合、赤の破線で示したものが勤務員が未習熟の場合でございます。習熟している場合は、室内火災から区画内火災に進展する確率が39.1%であるのに対して、未習熟の場合は100%となっております。

このことから、防災センター要員の質が重要であるということは明白でございますので、それぞれの資格の目的も異なったものというのを考慮しまして、現行の基準を維持すべきというような結論を出したいと考えております。また、防災センター要員に2種類の資格を求めることで人的負担が大きいという課題に対しましては、機械への代替や遠隔監視の導入により必要人員の合理化を図るということで整理をしたいと考えております。

最後が防災センターに備え付ける図書についてでございます。ご覧のスライドは第4回部会の資料で、現在この内容を紙で備え付けることを義務付けております。防災センターに備え付ける図書につきましては、総合操作盤等の集中管理を補完するものと位置づけられておまして、先ほど消防隊の活動をご紹介したように、最先着した消防隊がただちに図書を使用するというようなものではございません。また、消防隊が

優先して収集する情報は、人命危険、延焼拡大危険、作業危険となっておりますので、遠隔監視場所から消防隊に情報提供する際は、この内容を優先して提供する体制を構築していただきたいと考えております。図書の内容につきましては、到着隊等が到着して指揮体制が整ってから必要に応じて使用するというものになりますので、遠隔監視場所から消防隊へ情報提供できる体制を構築することを条件に、電子データによる補完を認めたいと考えております。

最後のスライドでございます。今まで検討しました内容を将来の防災センターのあり方としてまとめさせていただきました。建物の情報はサーバー上で一元管理され、監視対象物で自動火災報知設備が作動しますと、その信号もサーバー上に送られてまいります。信号は遠隔監視場所でも表示され、遠隔監視場所からは警備ロボット等を活用し、現場確認や初期消火等を行うような未来を描かせていただきました。また、自動火災報知設備の信号だけでなく、監視カメラの映像やセンサー等の信号を総合的に判断し、自動で119番通報されるようなものも考えております。そうしますと、出場する消防隊は出場時から装備した端末で逃げ遅れの状況や延焼状況、それから設備の作動状況、そういった現在防災センターで収集しているような情報にアクセスすることができるようになります。このような端末があれば、防災センターで情報収集する必要がなくなり、到着前に活動方針を決定できたり、災害状況に合わせて指揮本部の位置を変更するなど、柔軟な活動も可能になると考え、最後に将来像として示させていただきました。駆け足ではございましたが、資料の説明は以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。動画も交えまして詳しく説明いただきました。盛りだくさんですので、いろいろお聞きしたいことがあろうかと思えます。質疑応答の時間でございますが、質問・ご意見等はございますでしょうか。どうぞ。

【委員】

よろしいですか。4点。6ページですが、2番です。「通報から10分以内に遠隔監視場所の要員が到着できること」と書いてあるんですが、遠隔監視の要件の中では9分以内に対応行動が終わることですね。ここが違うような気がしたんですが、そこら辺の考え方はどうなのかなと。

次は37ページ、情報収集ツールの件ですが、「一部を来期での継続審議とする」と書いてあるんですが、一部というのが何を指すのかを教えてください。

3つ目が39ページ。その関係のFRAND宣言ですが、今後どのように特許問題を解決していく予定なのかというのが、決まっていれば教えてください。

最後が45ページですが、電子化の図書です。これは今後まとめていく際に、よく我々業務で文書を探すのをいろいろ苦勞するんですよ。なので、保管場所とか決めてあったほうがいいんじゃないかと思ひまして。そこら辺、今後、検討の中でうまくまとめていただければと思っております。

最後の4点目は質問というよりも、こうあればというところでお話しさせていただきました。3点、回答をいただけると。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、事務局のほうから回答させていただきます。

まず1点目。6ページの福岡市の基準になりますが、福岡市では通報から10分以内に人がたどり着けばい

い、そういう考えでやっております。東京都の場合は9分以内の初期消火の終了を求めているんですが、これにつきましては前回の部会の資料でも触れさせていただいたんですが、フラッシュオーバーになる時間、これを想定して国のほうでマニュアルを作成されておりますので、この時間を採用して初期消火終了まで9分と入れております。ですので、福岡市とは時間の考え方が違うということと、東京都のほうは厳しい基準を採用している、そういった状況でございます。

次、2点目でございます。37ページの情報共有ツールの一部を来期というところだと思うんですが、この一部と表現をさせていただきましたのは、40ページのスライドでございます。40ページのほうで2つ、防災センターとテナント自衛消防隊の連携強化方策という課題と、それからテナント自衛消防隊への情報提供方策という課題の2つ、検討課題を挙げさせていただいているんですが、この下のほうのテナント自衛消防隊へどのような形で情報提供するのか、これについては来期も継続で審議をしたいという意味で、一部と入れさせていただいております。

3つ目の質問が、スライド39ページの知的財産権の定義になると思うんですが、こちらの情報共有ツールについては、25期の答申で、これ以上のものを出すというのはなかなか難しいかなと、今事務局では考えております。ですので、あくまでもそのツールにこだわるのではなくて、40ページのほうでご説明をしたとおり、テナントへの情報提供の方策のところに着目をして検討していきたいと考えている次第でございます。

最後の図書の電子化のところについては、いただきましたご意見等を踏まえて今後の検討とさせていただきたいと思っております。

【委員】

よろしくお願いたします。

【庁内関係者】

今の39ページの補足ですが、特許権のほうです。解決策としましては、具体的には特許権に引っかからないような基準を策定することによって、この問題を回避したいと考えておりますので、具体的にはその基準の中に特許権を含まない基準を策定するという方向で考えているということでございます。

【委員】

ガイドラインから基準化するときに、特許権に絡まないような方法の基準にするということですね。

【庁内関係者】

そうです。

【委員】

分かりました。

【議長】

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

同時発生は考えないということは理解しました。その上で、映像とかでも「逃げ遅れた人はいませんか」みたいなことを言っているかもしれませんが、想定が夜間であるということ、それから避難を誘導するような必要性がある人というのはスタッフしかいないという想定ですか。夜間営業していて、その利用者みたいな人とか、ある程度の数いるという場合には、夜間であっても遠隔は認めないとか、そういう対象外になっているとか、そういう整理なんでしょうか、そこだけ教えてください。

【事務局】

現状ですと、委員がおっしゃられましたとおり、公開時間外、営業時間外という考え方の中では、建物の監視対象物の中に一般利用者の方がいらっしゃるということが原則とは考えております。ですので、無人というところから出火した場合に、防災センターの遠隔監視場所から監視する人間で火災へ対応すると考えておまして、そこが第一原則で基準のほうを策定していきたいと考えております。

その先につきましては、さらにいろいろな情報を同時に共有したりとかということで、そういう体制がなされた場合に、人がいるときにも安全が確保できるでしょうということが認められて、その先に進んでいくものと考えております。

【委員】

そういう設定ですよということですね。分かりました。

【事務局】

はい。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

よろしくお願いします。検証動画を拝見させていただいて、非常に実践的にやられていて、今回のお話が成立するためには、この状況が完全に再現されないといけないのかと思いました。

そのために2点お伺いしたくて、1つは、その駆付けの距離といいますか時間で、最大限が9分ということになると、先ほど拝見したように大体2分から3分くらいかと思うんですが、その距離の制限であるとかというものが出てくるのかというのが1つと、2つ目は、大変スムーズに、とは言えかなり時間がかかるんだなというのは分かったんですが、例えばこれを成立させるための訓練であるとか、あと実際に駆付けをしてみるような、これは基準の後の話かもしれませんが、そのときに例えば施錠管理ですとか、それから先ほどいろいろなものが非常にスムーズに手元にあったんですが、そういうものの在りかであるとか、事前に相当しっかりと対応を実際にやってみないといけないのかと思いました。そのあたりについて、何かお考えのことがありましたら聞かせていただければと思いました。

【事務局】

それでは、事務局のほうから回答させていただきます。ご質問ありがとうございます。まず1点目が駆付け

の距離の制限というようなご質問であったかと思えます。ただいま、距離によって制限をするということは事務局のほうでは考えていないんですが、あくまでも初期消火終了まで9分以内というような時間で縛っておりますので、当然9分以内に初期対応ができる範囲内に防災センター要員を配置しておく、そういったことが必要になってくるかと思えます。

2点目、訓練についてですが、こちらについては前回部会のほうで防災センター要員の対応行動の機械化のところで入れているんですが、どうしても駆付け時間を稼ぐためには、一部防災センター要員の対応行動を機械等に置き換えて、時間を短縮する必要が出てまいりますので、その機械化のほうがうまくいくかどうかも含めて3年ごとに検証をするようなスキームを考えております。

ですので、人も含めて機能するかどうかということにつきましては、その検証のほうで担保していくと、このように考えております。

【委員】

ありがとうございます。先ほどの映像を拝見すると、これは余談ですが、結構長い距離を走っていて、若い方だったような気がしたんですが、防災センター要員の方か、体力も含めて実際にかかる時間で検討するような、現場での対応をどうするかということも含めて、よく考えられるとよいのかと思えます。

【庁内関係者】

よろしいでしょうか。今の委員のご指摘はそのとおりかと思っております。

事務局としましては、訓練の問題についてはしっかりやる必要があると考えておりまして、現在は第三者評価委員会の中で、まず計画が基準に適合しているかどうかを評価することにしておりまして、その後、建物が建って運用が開始される際には、実際に検証を行って、その計画どおりに行くかどうかを検証して初めて使用開始ができる。

その後、先ほどの担当のほうから説明申し上げましたが、期間があいて3年なり期間がある程度たちましたら、再度その体制が取れているかどうか、また再度実際に訓練、検証して、OKならばその先の使用も認めるという形で、随時チェックを入れまして、その体制が常時確保されていることを確認した上でこのシステムを認めるとしていきたいと考えておりますので、その点は問題ないようにさせていただきたいと思っております。

【議長】

よろしいでしょうか。

【事務局】

すみません。事務局のほうからも補足をさせていただきますと、今、委員からありました駆付けの時間について、年齢が比較的若い方で走るスピードが早かったんじゃないかというご意見もあったんですが、今回事務局のほうで想定しておりますのは秒速2mという、検証上で今、実際に行われているタイムを実際に想定しまして、その時間に合わせてやっていただいたものです。多少早くなったりというのはございますが、あくまでも基準というものは秒速2mという基準に合わせていただきました。

ただ、実際の一般道路の信号等の待ち時間に及ぶ影響等も検証の中では見受けられまして、ある場合は90秒ほど信号を待たされるというような現状もございましたので、そういったところも見据えて検証のほう

を考えていかなければいけないと考えております。事務局からは以上でございます。

【議長】

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょう。すみません、1点だけいいですか。20ページと32ページに動画のところに結果を示されているんですが、両方とも。

パターン2と3。初期消火と119番通報が実はパターン2と3で前後逆転しちゃっているんですが、このあたりというのは、119番通報をいつするかということによるかと思うんですが、パターン2のほうだと実は初期消火する方はもう119番通報する前に初期消火入っているんですよ。このあたり、何かいい方法、どうあるべきかといったことを考えると、もう少し通報を早くできそうな気もするんですが、いかがでしょうか。

【庁内関係者】

お答えさせていただきます。先生のご指摘もとてもだと思います。パターン2のほうは現状を確認した後に119番通報しておりまして、パターン3のほうは感知器の発報放送で119番をしているということで、当然パターン3のほうは先に感知した段階で通報しています。

パターン2のほうについても、当然早いほうがいいということですので、感知器の発報放送で119番することも可能ですので、そこを大事だよというご指摘、当然だと思いますので、そのようなスキームに変えさせていただきますたいと思います。いかがでしょうか。

【議長】

できる限り早く、大規模な火災に至る前に、初期消火がうまくいけば両方ともいいかと思しますので、よろしく願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。では、まず第1の議題は以上にさせていただきますして、次に議事の2番目、関係者不在施設のガイドライン案につきまして、こちらのご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして、関係者不在施設の防火管理について資料のご説明をさせていただきます。今回の資料の内容といたしましては、今年度実施いたしました委託調査結果の報告、前回部会時に次回審議予定としておりました日常の管理についての検討内容、そして関係者不在施設に活用可能な新技術のご紹介、最後に日常管理の検討内容を踏まえたガイドラインの全体像となっております。それでは、最初に委託調査結果の報告についてご説明をさせていただきます。

まず、今年度、関係者不在施設の実態をより広範囲に調査するため、外部業者へ委託を行いまして、7月から9月の3か月間、調査を行いました。ヒアリングや現地調査で得られた結果から、関係者不在施設の実態と傾向を分析し、課題を抽出いたしました。調査対象といたしましては、最初にインターネット調査で関係者が不在になると思われる業種についての絞込みを行い、業態などに偏りが出ないよう対象物を選定し、調査を実施いたしました。ヒアリングを実施した対象への調査項目はスライドのとおりとなっております。主な項目といたしましては、施設概要、日常の管理について、災害対応について、そしてその他といった4項目についてヒアリングを実施いたしました。

次のスライド以降でこちらのヒアリング結果をまとめています。ヒアリングや現地調査から分かった関係者不在施設の特徴を表にまとめました。まず関係者不在施設には従業員が常時いないタイプと、夜間や日中の

一部時間帯のみ従業員がいない一部不在タイプというものがあり、これらの不在のタイプごとに、次に店舗の規模を比較して見ていきますと、常時不在となる小型店舗というものが多くが分かりました。そして、このような小型店舗は主にビルの一角等にテナントで入居をしており、営業していることが多く、ビル本体の設備や防火管理体制に依存する傾向があることが分かりました。

続きまして、関係者不在施設の一つの特徴であります入退出セキュリティに注目して、傾向についてまとめました。ここで言う入退室セキュリティとは、出入口にゲートや扉を設けてQRコードなどを使用し、利用者自身が開錠するシステムです。このようなセキュリティがある店舗を見ますと、滞在時間が長いインターネットカフェやレンタルオフィスのような施設に設置される傾向が見られます。一方で、コンビニやコインランドリーのような滞在時間が短い店舗では、入退室のセキュリティがなく、店舗規模が小さいということが分かりました。このことから、関係者不在施設の入退出セキュリティの傾向としては、小型で、利用時間の短いコンビニのような施設には入退出セキュリティが設けられていないということが分かりました。こういった傾向をまとめていきますと、関係者不在施設というものが大きく2つのグループに分類できることが分かりました。1つ目はコンビニや、餃子販売店、コインランドリーのような短時間利用のグループで、もう1つはインターネットカフェやレンタルオフィス、スポーツジムのような長時間利用のグループとなっております。短時間利用のグループは、コンビニのような小規模でシンプルなレイアウトが多いため、避難口を見通しやすく、避難が容易であるという特性があります。一方で、長時間利用グループについては、出入口にセキュリティがあったりですとか、室内にも個室を設けており、レイアウトが複雑になる傾向があるため、短時間利用のグループに比べますと避難に支障となる要因が増えるため、この点については対策が必要になってきます。このように、関係者不在施設のガイドラインを作成する際には、施設の特性に合わせて対策を運用できるようにする必要があります。

続いて、日常管理について関係者不在施設で言えることとしましては、現状、機械化により受付や精算などの様々な業務の省人化を進められているものの、清掃業務ですとか補充業務についてはまだ無人化をすることができないので、各業種とも巡回や外部事業者に委託をして、その場面では必ず人が施設に訪れなければならないというようなことが分かりました。また、人を置かなくなる反面、監視カメラ等を設置して施設の管理を行っているということが分かりましたので、こういった機器の防火管理業務への活用というものを検討すべきと考えられます。

次に、災害時の対応についてというところですが、関係者がいない時間帯においては、やむを得ず利用者自身での初期対応等が求められる場面が想定されますが、中には利用者側が初期対応を行うことを前提として防火管理体制を考えている施設や、利用者から通報連絡がないと関係者が火災等の発生を覚知する手段がないような施設もあることから、関係者は必ず災害の発生を自ら覚知をし、対応できる体制を確保しなければならないと考えております。また、利用者がやむを得ず初期対応する場合にも、安全性を確保した上で初期対応を行える環境を整える必要があると考えております。

次に、ヒアリングのその他項目として、実際の火災事例等についてヒアリングを行った結果ですが、この結果、火災事例等は実際あるものの、有人時間帯の発生したぼやのみというような結果でございました。参考までに、当庁の火災統計データからもスポーツジムの火災件数を拾い出してみたところ、全てぼやの火災ではあったものの、過去5年間で約35件ほどの火災が発生していることが分かりました。そのうち、昨年の火災件数9件を見ても、そのうち1件が関係者不在施設というところで発生した火災でしたが、要因につきましては電氣的なものでしたので、関係者が不在となることに直接起因するものではありませんでした。

関係者不在施設の火災危険については現時点で事例が少なく、そのリスクについてまだ明確になってい

ない部分が多いため、今後も該当施設で発生した火災について継続して調査、分析し、リスクを明確にしていくということが重要だと考えております。

ここまでが委託調査の結果になりまして、続いて前回部会で検討課題としておりました日常の管理についてご説明させていただきます。こちらは前回資料の抜粋になりますが、関係者不在施設では災害時対応に比べて日常の管理について意識がされておらず、管理が不十分な部分があるというところから課題と考えておりました。

こちら前回資料になるんですが、従来の防火管理体制では関係者が対象物にいるため、複数棟管理についても支障がなかったのですが、関係者が不在となることによって従来の管理体制がとれなくなるということ課題として、防火管理のあり方について検討をしてみました。

今回、まず防火管理体制というものを、表のように4つのパターンに分けて課題を整理いたしました。まず、上段の関係者が常駐するパターンというものは、従来の防火管理のパターンです。そして、下2つにつきましては、関係者が不在となるパターンということで、まずは左下のパターンを見ていただくと、こちらについては関係者が不在となるものの、対象物1つに対して防火管理者が1人の1対1の対応ができるものと思われるので、今回管理できる体制としては問題なく管理ができるものと考えております。しかし、今回問題として考えるべきパターンは右下の赤い点線で囲った関係者不在となる施設で、重複選任により1人の防火管理者の方が複数棟管理をする場合です。

防火管理者の負担が大きく、日常管理の実施が困難になると考えられるので、これまでも原則として重複選任を認めておりませんでした。しかし、実際には個別案件ごとに例外的に重複を認めている対象について、協議をしまして1件ずつ判断をしていったというような実態がございます。従来、関係者不在施設というものが明確に定義がされていなかったため、重複選任の個別協議においても可否を判断する明確な基準がなかったため、今回この点も含めて日常の防火管理体制について検討を行いました。そこでまず本ガイドラインを、今回策定いたしましたガイドラインを有効活用するための方策について検討いたしました。関係者不在施設が増加する一方で、現場での人手不足というのは今後も進んでいくことが考えられます。そういったときに、1人の防火管理者の方が複数棟管理をするという、先ほどの右下のパターンというものは今後増えていくことが予想されます。

そこで、本ガイドラインの活用手段として、関係者不在施設で重複選任を認める場合の要件としてこういったガイドラインへの適合を求めていくことで、関係者不在施設の安全性を担保することはもとより、ガイドラインの実現性、実効性にもつながるのではないかと考えております。

ここからは、防火管理の日常管理の内容についてのご説明になります。これまで日常管理を行うことが難しくなるといようなお話をしてきたんですが、そもそも防火管理で行うべき業務とは何なのかというお話になりますが、防火管理業務において行うべき事項については法令上でも定められておまして、消防訓練の実施に関することや、設備の点検に関することなど、さまざまありますが、複数棟の管理をする場合に非常にネックとなるのが、現地に実際に行って目視で行う必要がある火災予防上の自主検査というものになります。

火災予防上の自主検査というものがどういうものなのかといいますと、主にスライドでお示した7項目の点検項目を実施することになります。例としましては、電気配線の劣化ですとか、たこ足配線がないかとか、あとは避難に支障となるものが通路に置かれていないかといった内容になりまして、実施自体は容易なことですが、日常的な実施が求められているため、関係者が常時いないような場合には、その建物への移動ですとか巡回が必要となり、点検実施への負担が大きくなるので、その巡回体制をいかに構築するかというこ

ろが重要になってきます。

そこで考えられる巡回体制のパターンは、スライドにお示した3つのパターンが考えられます。一番左から、防火管理者自身が各対象物を巡回して点検を実施するパターンです。この場合には、防火の知識や責任のある人が点検をするため適正な管理が可能ですが、一方で移動や点検の時間を考慮すると管理できる対象物数には限りがございます。次に真ん中のパターンですが、こちらは関係者等による点検実施体制というもので、防火管理者の指揮命令下にある関係者が各対象物を点検し、その結果を防火管理者に報告する体制をとることで、より多くの棟を管理することが可能となります。そして最後に外部事業者による点検パターンですが、これは主に清掃業者のような、日常的に施設内の業務を担っている方に、そういった業務と同時に自主検査を実施するような巡回パターンを示しており、このときには契約等で日常の自主検査を委託するようなパターンを想定しております。

これらのような巡回パターンについて、適切に自主検査を行える範囲内では、こういった巡回体制を認めていくべきだと考えております。ただし、今お示した中で日常の自主点検を清掃や商品補充を行う外部事業者に委託するパターンにつきましても、懸念されるのがその業務の実効性というところにならうかと思えます。今後、関係者不在施設ではこのようなパターンが増えてくるのが十分考えられますが、そもそも清掃業者など基本的に防火管理上の責任を負っているわけではないので、ただこういった自主点検をやらせるだけでは本当にこういった点検を全て適正にできるのかというような不安が生じます。

そこで、こういった点検を適切に行わせるために、防火管理の自主検査業務について契約を結び、その点検方法や項目、異常時の報告や対応についてを明確にし、消防計画にそれらを記載し、届け出るように指導いたします。実際に外部事業者による適切な自主検査を行っている例として、スライドの右側にもお示しておりますが、スマホのカメラ機能を活用して写真報告をするなど、簡単に分かりやすく報告ができるシステムを取り入れている事例もございましたので、こういった自由な報告や連絡方法については認めて問題がないと考えております。

続きまして、自主検査についてこのように巡回点検の方法を柔軟に認めていくほか、こういった自主検査においても、目視規制ですとか、定期検査・点検規制のようなアナログ規制の見直しといった観点から、実際現地に行って目視で確認するような点検方法自体を見直して行って、デジタル技術の活用というものを推奨すべきと考えております。1例といたしまして、スライド左下にもございますが、既に法定点検でございます防火対象物点検においても、360°カメラを活用して点検者が遠隔地から点検を実施するような方法が認められて、実際に行われております。

防火管理業務の自主検査というところにおいても、監視カメラの映像等を活用しまして、通路や避難口付近の物品の存置をチェックしたりですとか、電氣的な異常を感知するセンサーを活用して、現地に行かずとも日常の点検を実施するということは十分可能でございますので、こういったデジタル技術を活用した自主検査体制というものも認めていくべきだと考えております。

続きまして、新技術のご紹介になります。ここからは防火管理業務に活用が可能と思われるデジタル技術についてのご紹介です。これらはあくまでも現時点で活用が期待できる製品の一例ではありますが、実際の製品を見ていただくことで、より具体的に活用方法をイメージしていただけると考えております。

例えば、1つ目にお示しておりますクラウド型の監視カメラは、まず設置が容易な上に、近年のカメラは性能もよく、高精細な画像を見ることができます。さらに、ただの監視カメラではなく、相互通話機能というものを備えていたりしますので、将来的には災害時にカメラ映像を見ながら遠隔地から避難を促すといった活用方法も考えられます。日常の管理の中で言いますと、電気異常を感知するセンサー等で、管理のない施

設においても出火要因となる電氣的な異常を未然に防ぎ、異常を知らせることのできるセンサーなどはもう既に製品としてありますので、こういった製品についてガイドラインの中でも積極的に活用できるような立付けにしていきたいと考えております。

続いて、消火活動に活用が可能な設備についても、現在もうAIを活用した自動消火設備ですとか、設置された感知器と連動した自動消火設備などもございますので、こういったものについては既存の建物においても設置がしやすく、これからのガイドラインに対応した形で設置を進める際に活用できる設備として考えられます。

続きまして、火災の覚知ですとか周知を自動で行うというところで、自動火災報知設備というものが最も一般的な設備として考えられますが、費用面でも施工面でも難しい建物の場合等、こういった場合には、上にお示ししておりますが、特定小規模施設用自動火災報知設備といったものがございまして、これについては無線式になっておりますので取付けが簡単な上、自火報に比べて非常にコストが安いというメリットもございます。ですので、例えば自動火災報知設備が法令義務で求められていないような店舗においても、火災を覚知して周知する手段として、現実的に設置が可能な設備として非常に有効だと考えられます。

続きまして、火災の周知ですとか避難を促す際に活用可能な設備ということで、まずネットワークを活用したクラウド型の放送設備は、複数施設への一斉放送ですとか、施設を選択しての放送をすることができますので、実際避難を促したりですとか施設との連絡手段としても活用できます。下のデジタルサイネージにつきましては、既にいろいろな場面で目にすることが多いと思いますが、ここに自動火災報知設備の信号を連動させておくと、火災時には火災発生の表示ですとか音声でのお知らせができ、画面の切替えて避難誘導を行うこともできます。日常的には広告での使用等も可能ですので、災害時との使い分けができる点では非常に導入のメリットが高いと考えられております。ご紹介した機器はごく一部ですが、防火管理に活用できる技術は今後も増えていくと思いますので、こういった機器の活用に対して柔軟に活用を認める環境をつくっていただくことで、実効性のある防火管理を推進できると考えております。

最後に、日常の管理を含めましたガイドラインの全体像をお示ししております。従前、災害時の対応と付加的な対策というところをご審議をいただいて対策をお示していたんですが、日常の管理の部分につきまして、今回の検討をした内容について加えたものになっております。先ほどご説明いたしました巡回体制ですとか、そういったものを追加しております。こちらが具体的な最終のガイドラインの表の中身になっております。

スライドのご説明は以上になるんですが、今回こういったガイドラインの部分につきまして、文章の形でまとめました参考資料2というものをお付けしておりますので、ご覧ください。今回、先ほどスライドでもお示しました表にまとめていたガイドラインの案につきまして、文章の中でガイドライン案を示させていただきます。1点、最初に申し上げておきたいところがございます。2番の対象というところを見ていただきますと、従前、関係者不在施設というものの定義について一度見直しをした際に、関係者不在施設というものを営業中に関係者が常時又は一部不在となる施設としておりました。これにつきましては、審議の中であくまで今回の委託調査の対象の関係者不在施設の定義にとどめるというところで審議をしておりましたが、今回、ガイドラインを作成するにあたりまして、日常の対策ですとか災害時の対策といったものを検討していく中で、事業所に、こういった関係者不在施設に関係者の方が全くいない場合と、1人でも関係者の方がいる場合というところで大きく差が出るということが分かりました。こういった事情を踏まえまして、今回ガイドラインの対象といたしまして、営業中に関係者が常時又は一部不在となる施設というところ限定をして考えていきたいと思っております。

また、対象の後段の部分ですが、今回ガイドラインの該当対象の中に民泊というものを従来含めていたんですが、こういった民泊につきましては、総務省、消防庁のほうで既に不在を前提としたガイドラインを定めており、安全性が担保されているところから、本ガイドラインによる重複のガイドラインになることもございますので、本ガイドラインからの対象からは除きたいと考えております。

それでは、ガイドラインの概要についてご説明をさせていただきます。まず3番の用語の定義のところ、今回、日常の管理を行う中での「外部事業者」という言葉が新たに出てきております。これにつきましては、清掃や物品の補充等の業務を委託された事業者や特定の契約にて業務を委託された業者等と、新しく定義しております。続きまして、4番から5番にかけて、これにつきましてはガイドラインの内容となっております、大きく項目ごとにご説明をしていきます。

防火安全対策の(1)、こちらから見ていただきますと、共通事項といたしまして、アの中で関係者不在施設であることの周知ということで、これにつきましては従業員が不在となるということ、しっかりと利用者の方に周知をしてくださいというような内容となっております。

続きまして、共通事項のイの駆付け時の対応事項ということにつきましては、関係者等の駆付け対応と、そのときに必要な対応事項についてを示しております。ウの部分では、放火対策として、実際に物品の整理ですとか、放火に対する一般的な対策を示しています。

エの部分につきましても、火気管理ということで、危険物品の持込禁止ですとか、喫煙場所以外での喫煙の禁止といったものを定めております。

オから先につきましては、災害時の初期対応についての内容となっております。オの初期消火につきましては、先般、消火器の集中配置といったところで、退路を確保した消火器の配置というものを案で出しておりましたが、先日行われました小部会の中でも意見をいただきまして、消火器の配置については出入口付近への優先配置といった形にお示しをしております。また、店舗規模によって消火器の設置義務のない対象につきましては、当該店舗の出入口への消火器の付加設置等を求めています。

カの通報・連絡につきましては、関係者が利用者に頼らず通報できる体制をとるということでお示しをしております。

そして、キの避難誘導の項目ですが、こちらにつきましては、先ほど施設概要のほうでも申し上げたとおり、店舗の規模によって非常に特性がございましたので、こちらの項目につきましては2行目のただし書きの後ろから、緩和条件というものを設定しております。これにつきましては、従来、避難誘導の対策としては、自動火災報知設備の設置によって早期の火災周知ですとか、誘導灯設置による誘導の強化、二方向避難、避難器具を含む二方向避難の確保といったところや、避難経路図の掲示、内装の準不燃化、また防災物品、防災製品の使用というところを定めております。ただ、コンビニですとかコインランドリーのようなごく小規模な店舗につきましては、避難口を容易に見通せるということと、室内のレイアウトがシンプルであるということから、火災が起きたときにも発見、周知が容易であることや、避難が容易にできるということから、こういった条件につきましては緩和をできる方向でガイドラインをお示ししております。

続いて、クの消防活動支援の内容につきましては、消防機関が火災があったときに関係者の方と連絡をとれる手段を確保するというようなものを、主な目的として定めております。

そして(2)個別リスクに対する強化対策といったところで、各施設に対して、宿泊を目的とした施設、こういったところにつきましては、火災の発見や避難の開始が遅れて人命危険が著しく高くなることが予想されることから、自動消火設備ですとか、内装の制限の強化というものを入れています。

イのところ、火気設備の使用を伴う施設というものについても、同じく通常施設よりも出火の危険が高

まりますので、対策を付加するような形で求めております。

ウの個室利用の店舗についても、同様に警報音が聞き取りづらくなるというような支障が予想されますので、そういった部分への措置を求めております。

そしてエの入退出セキュリティを設けた施設という部分で、こちらは災害時の消防隊の進入ですとか利用者の避難に対して支障となる恐れがあるため、(ア)(イ)という形で避難時の対策例、消防隊進入時の対策例ということでお示しをしております。主な内容といたしましては、避難時には内側から外側へ容易に避難できるような対策をお示ししております。また、消防隊の進入時には、反対に外側から内側への有効な進入方法についての対策をお示ししております。

大きな5番につきましては、防火管理業務の留意事項ということで、今回審議していただいております日常的な管理の部分についての内容になっております。その中で、先ほどスライドでお示したアの部分で巡回体制について、防火管理者による巡回、関係者による巡回、そして外部事業者による巡回体制についてお示ししております。

イのほうでは、デジタル技術の活用による監視体制というものについて記述をしております。(2)(3)につきましては、関係者等への教育というところで、本ガイドラインの内容についてもしっかりと理解させ、日常の管理を適正に実行できるような教育を求めております。

(3)の実効性のある消防訓練の実施というところですが、従来の施設では関係者が訓練を行うんですが、実際に運営をしている営業時間中には関係者がいないということで、通常の訓練であっては火災が発生したときに対応ができないということが懸念されておりますので、こういった従来の内容に加えて、関係者が不在となることを想定した実効性のある訓練を実施することと入れております。

最後に、新技術の活用といたしまして、こういった日常の管理につきまして、デジタル技術を活用することを推奨するというような内容になっておりまして、その例示として監視カメラの使用ですとかデジタルサイネージの活用というような例示を示しております。ガイドラインの案についてのご説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。

【事務局】

すみません、1点だけお伝えが漏れておりました。参考資料の3のほうで、先般、11月22日に複合カフェ協会様のご協力のもと、インターネットカフェの快活クラブと自遊空間のコールセンターのほうの現地視察を実施させていただきましたので、その実施の結果の報告について参考資料を付けさせていただきます。すみません、お伝え忘れていて大変失礼いたしました。説明は以上になります。

【議長】

それでは、議事の2番ですが、関係者不在施設に関しまして、ご質問・ご意見はいかがでしょうか。

【委員】

貴重なご説明、大変ありがとうございました。

例えばスライド番号11のほうで教えてくださいなんですが、利用者さんにかなり期待されているヒアリング結果も出ているということですね。今日のご説明の中では、そういった利用者さんに対して環境を整える

と同時に、本来責任が発生するところである関係者さんがより有効な手段を講じることができるようにという事で、いろいろとお知恵を絞ってくださってだろうと理解しております。

ただ、今後、こういった問題を考えるにあたって、利用者さんの関与をどの程度まで期待してよいのかどうか。要は一切利用者さんの貢献度を期待せずに、そこにはないけれども本来責任の発生するところである関係者さんのみで、オンリーで対応することを求めていくのか、あるいは、責任は発生しないが、利用者さんのインボルブメントを暗に期待していくのか、そこら辺、難しい問題になると思いますが、どのように東消さんとしてはお進めになる予定でしょうか。

【事務局】

事務局のほうから回答させていただきます。

今、委員のほうからありました、利用者に対して災害時の対応ですとか、どの程度今後求めていくのかというお話ですが、基本的には事業者に責任が及ぶものという認識でおります。

その中で今回、利用者への火災時の対応等の部分が記載されておりますのは、どうしても事業者が火災現場に駆け付ける等の時間よりも、実際に利用している利用者の方々のほうが身近にいるということからも、火災への対応等の初期消火対応がより短時間で行えるというところがございます。

そのため、そのような方々がもしご対応いただけるのであれば、安全に対応できるような要領を示すべきであろうということで記載しているものでございまして、基本的には事業者のほうで災害の発生を覚知、認識し、対応するというところを求めているものでございます。今後につきましても、そのような方向性で考えていきたいと、事務局のほうでは考えております。以上です。

【委員】

なるほど、よく分かりました。私もそれでよろしいかと思いますが、今おっしゃってくださったことは、全体を通せば読んで理解するべきことなのか、あるいはそういった内容が明文化されているか、どちらでしたでしょうか。

【庁内関係者】

よろしいでしょうか。今のご質問ですが、ガイドラインの2ページ目をご覧ください。カとキというのがございまして、カのほうが通報・連絡、キが避難誘導となっております。

例えば通報については、現在のところは(ア)(イ)のいずれかの方法をとるということになっておりまして、ご指摘のように、関係者に責任はあるとは言え、(ア)か(イ)のいずれかの方法をとればよいということに現状、そのガイドライン上はなっておりますので、必ずしも関係者ではなくて施設利用者が通報することも想定されております。

それで、この内容で不十分であるということで、皆様方のほうから、委員の先生方からご指摘があるようでしたら、例えば(ア)の内容は必ずやっていたくんですが、必ず(イ)の自動通報というものをガイドライン上義務付けるという手段もあるとは思っております。

現在は(ア)か(イ)のいずれかで考えているんですが、それを先生がおっしゃるように、とはいえ、しっかり事業主側にそこは担保してもらうべきだということであれば、(イ)のほうはガイドライン上は義務付けるとする、もしくは避難誘導に関しても、しっかりと誘導ができるように何かしらの義務を課すというのは、一つ手段としてはあるとは思っております。

避難誘導につきましては、現状は内装の準不燃仕上げもしくは防災物品の規制をかけておまして、そこは関係者の避難誘導がなくても十分な避難時間を稼ぐための方策としては十分かなと事務局では考えているんですが、そこをどう捉えるかは、委員の先生方のご意見を頂戴したいと思っております。以上です。

【委員】

分かりました。まず私からは、ありがとうございます。皆様のご意見も踏まえて進めていただければと思います。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今の委員のお話とも関係するんですが、原則として、本来利用者の安全は事業者及び防火管理者が責任を持つべきところが、適用が少し弱まる可能性があるということをアピールしております。とはいえ、そういう中で、社会情勢もありますので、さまざまな技術的方策でそれを解決していこうという方向性については了解しておりますが、そこを事業者の方、防火管理者が強く把握した上で、このガイドラインというのは提示されるべきではないかなということで、項目のどこだったか忘れたんですが、事業者の方に周知徹底するというあたりで、責任の主体は事業者にあるということをよくお伝えすることがとても大事かと思いました。

それから、逆に利用者側がそういう状態にあるということを理解する必要があるのも、読み漏らしているかもしれませんが、この関係者不在であるということが何か明示されたり説明されたりというのは利用者にあるのかということ、それはそういうのは分かった上で使っているということ、もう一度確認をしておいたほうがいいかと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょう。

【庁内関係者】

今の委員のご指摘につきましては、ガイドライン案の1ページ目の4番の(1)のアというところに、関係者不在施設であることの周知という項目がございます。ここで現在、入会する際とかに、そういった関係者不在施設であることが明確になっていない業態もございまして、そういうことがある関係で、この中では利用契約ですとか、利用規約や契約等、またオンラインでやるときにはオンラインの契約上で、利用者に確実に認識させることを、このガイドライン上は義務付けたいと思っております。

さらには施設内にしっかりその旨、関係者不在施設である旨を掲示して周知してくださいというガイドライン上の枷を課しているということで、そこを担保したいと思っております。

【委員】

了解しました。

【議長】

どうぞ。

【委員】

今のことに関連してですが、私も前回は発言したように、このことは非常に懸念しておりまして、ここにいられていただきありがとうございます。

しかし、この利用規約や契約書への記載だけでなく、私は募集段階または広告の段階でその旨をしっかりと書き込まないと、普通の消費者はそう思わないで、入会するつもりで行って、入会手続きに進んでいって「こんなこと書いてある」となって、そこでやめる勇気があるかないかみたいなこともあると思います。

私は電車の中の広告とかよく見るようにしているんですが、前回ご報告があった業者さんの広告にその旨書いてあることは見受けられませんでした。募集段階からしっかりとこういうことは周知していただかないと、と考えております。広告にも関係者不在施設であることを書き込んでいただきたいというのが希望でございます。調査結果からも全く周知していないことがあったというのは明らかで、それはとても大きなことです。まず知って、その上で入るといふこと。それは決して利用者に責任が発生するというのではなくて、それを分かって利用するという意味で申し上げます。その点、お願いします。

【庁内関係者】

先生、ご指摘のとおりのところがあると思いますので、広告のほうもこちらのガイドラインの中に明記させていただきたいと考えます。

【委員】

よろしくをお願いします。

【議長】

どうぞ。

【委員】

今の関連のことで言うと、ご指摘があったとおり、関係者、事業者または防火管理者の責任を明確にするということが一番大事だと思います。

その上で、善意の意味で利用者が何か避難誘導とか、そういったときに役割を果たそうとするときに、情報を提供するというか環境を整えるということは、情報提供というか環境を整えるということはいいいことだと思うんですが、それは読み方によって利用者さんが責任を負うみたいなことになってはいけないということだと思います。

交通事故なんかでも、目撃者というのは通報義務はないですし、バスやタクシーの乗務員と乗客は全然別の扱いになっています。

また、航空機事故なんかでも、乗客の方に役割を与えて果たしてもらうというのは非常に限定した、非常口のそばにいる方とか、限定しているので、そこは利用者さんと関係者の間の区別はきちんとした上で、勝手に情報を持って勝手に動き始めちゃうと困るということはあるんですが、必要な最低限の情報を提供するという環境を整えなさいということはいいいことだと思います。

その環境整備と責任の問題とは、文脈上も立て分けて表記するべきだろうと思います。

【庁内関係者】

ご指摘のとおりだと思いますので、利用者に責任を帰するというようなことにならないように、ガイドライン上に何らかのしっかりと書かせていただきまして、そこは関係者側に、施設側に、しっかりそういった責任があるんですよということが分かるように、利用者側がやることによって責任を負うということにならないように、文言は調整させていただきまして、しっかりと明記したいと思います。

【議長】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

店舗を運営する側のほうとしての確認ですが、先ほど広告のほうにも関係者不在施設というところの部分ですが、広告といってもさまざまな広告があって、それをどの範囲までやるのかいうところは、お考えいただかないと、全ての広告にそれを入れられるのかどうかというところはあると思うんですよね。

そこはお考えいただきたいなと思います。入れないという話ではなくて、入れれるものと入れられないものというのは当然あるというところをご理解いただきたいと思っています。

【庁内関係者】

ご指摘のところもあると思いますので、その辺は少し調整させていただきまして、いろいろご相談、委員の皆様方に、この会議の外になってしまいますが、ご相談させていただきまして調整させていただきたいと思います。また改めて調整した結果は、次回の部会のほうにご報告させていただければと思います。

【委員】

ほかの業態も含めてのお話だと思うので、ほかの業界の方にもそこをご確認いただいたほうがいいのかと思います。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

本当にそもそものことが分かってない中で申し訳ございません。この関係者不在施設の関係者という定義は、ほかのところでも定義されているんですか。それが先ほど申し上げた事業者の質とか、防火管理者とかの管理者を関係者と言うんだというのを改めて、もしほかのものを利用しているのでなければ、記載しておくほうが良いと思います。

もう1つは外部事業者ですが、外部事業者の取扱いが、3ページの(1)(2)のところは外部事業者巡回体制ということで、これは外部事業者なんだけれども、何らかの計画に盛り込まれて巡回をするよという役割を担った事業者だと思うんですが、

(2)の関係者の教育というところの外部事業者というのは、特別な関係を構築した外部事業者のことを言っているのか、一般的な外部事業者のことを言っているのか、分からないので、そこをきちんと立て分けて内容を整理したほうがよろしいかと思います。

【庁内関係者】

先生のご指摘はそのとおりかと思しますので、1点目の「関係者」も、我々消防業界ですと一般的ですが、このガイドライン上はそこは読めませんので、しっかりここは関係者とは何かというのは明記させていただきます。

それと、5番のところの防火管理業務の留意事項の外部事業者のところも、先生ご指摘のとおりだと思いますので、しっかりそこは区別が分かるように、しっかりと文言の調整をさせていただきます、次回また報告させていただきますと思います。

【議長】

ほか、どうでしょうか。

どうぞ。

【委員】

非常に細かいところで申し訳ないんですが、資料の調査結果の報告の部分です。この部分の5ページ、調査対象のところですが、宿泊施設等のところにインターネットカフェが入っているんですが、我々はここに資料として残るのは問題があるということで、我々は宿泊業ではなくやっているので、このカテゴリーの中だと③のところの娯楽施設。カラオケボックスとかと同じカテゴリーに入れておいていただいたほうがいいかなというところで、これはリクエストというところでお願いします。

【事務局】

この点は事務局のほうで修正しておきます。

【委員】

あと同じ資料の20ページのところの、自主検査の巡回パターンのところですが、真ん中のところですが、関係者等による巡回というところのメリット・デメリットのところ、デメリットにコスト増と書いてあるんですが、ここはどういったところでコスト増なのでしょう。

【事務局】

それにつきましては事務局から回答させていただきますが、比較の対象が示されていなかったもので、どこに対してのコスト増なのかというのが分かりづらかったと思うんですが、従来重複して防火管理者が1人で複数棟管理をするパターンに比べますと、各施設への人員の配置が必要になるというところ、各施設が巡回する関係者が必要になるというところでコストが増えるよというところですが。そういった意味でのコストで対象が示されていなかったもので、そこは資料で修正いたします。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【議長】

よろしいですか。どうぞ。

【委員】

時間ないところ、1点だけ。新しい技術の導入は大変よろしいと思うんですが、技術を導入すればいいというわけではなくて、今後の検討と思いますが、例えば防犯カメラというのは全ての場所に付いているわけではないので、全ての場所が確認できないということもあると思います。

例えば、あるいは感知器で状況は分かりますが、鳴動範囲はかなり広いもので、確認することでさらに細かいことが分かるということもあるので、そういう感知の設置のレベルと、それから実際実態というのが、今後深く検討していく必要があるかと思いました。

ただ導入については賛成でございます。

【庁内関係者】

今のご質問に対しては、そのとおりだと我々も認識しております。実際、ガイドラインを実際に回していく上では、その点もしっかり確定させることが必要だと思いますので、今後その点については検討を深めていきたいと思っております。

【議長】

ご意見のほうは出尽くしましたでしょうか。2つ目の課題は非常に皆さん興味深く、今後本当にご利用されている方もいらっしゃるかと思いますし、危険をもしかしたら感じていらっしゃるかもしれないので、ぜひ安全な形でこういう無人施設といいますか、関係者不在施設が利用していけるような環境をつくり出していただければと思いますので、また引き続きご検討いただければと思います。

以上で全ての議事を終了いたしましたので、司会進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

それでは、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。ご指摘いただきました内容につきましては、次回の部会等に反映させていただければと思っております。

次回の部会の予定ですが、1月の開催を予定したいと考えております。また後日、事務局からご連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして火災予防審議会人命安全対策部会第6回部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(16時02分閉会)